

ホークスペースボールスクール規約

第1条（名称）

当スクールとは、特定非営利活動法人ホークスジュニアアカデミー（以下、「アカデミー」という）が運営する「ホークスペースボールスクール」をいう。

第2条（目的）

当スクールは、各年代に応じた適切な指導により、野球の普及及び運動能力の向上に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条（構成）

- 1.当スクールは、キッズ、ジュニア、野球塾、ステップアップ（以下、「各スクール」という）により構成し、活動する。
- 2.各スクールの対象年齢、概要はアカデミー公式サイトに公示する。

第4条（入会資格及び手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に同意した者で、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下、「会員」という）とする。又、親権者の同意を条件とし、所定の入会申込書、web 申込フォームに必要事項を記入または入力し、提出する。

第5条（入会金、年会費、月会費）

- 1.会員は、以下に定める入会金、年会費、月会費を所定の期日迄に納入する。
一旦納入した各費用は、理由の如何を問わず返金はしない。
入会金 ・ ・ ・ 5,000 円（税別、入会初年度のみ）
年会費 ・ ・ ・ 5,000 円（税別、入会初年度は免除）
月会費 ・ ・ ・ 各スクール・コースにより変動。アカデミー公式サイトに公示する。
- 2.年会費は、入会 2 年目より毎年度初めに納入する。
- 3.会員は、スクール実施回数に関わらず月会費を納入する。
- 4.会員は、入会時に各スクールが指定したユニフォームを購入するものとする。

第6条（費用の支払い方法）

- 1.会員は、本規約に基づく費用等を会員が指定する銀行口座からの口座振替にて支払うものとする。
- 2.月会費の支払期日は毎月 26 日に当月分を支払うものとする。
- 3.その他費用が発生した場合は、発生月の翌月 26 日に発生分を支払うものとする。
- 4.支払期日が銀行休業日の場合は、翌営業日に支払うものとする。

第7条（遵守事項）

- 1.会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。
- 2.会員は、自らの費用負担と責任においてスクール会場への移動を行うものとする。

第8条（活動期間）

- 1.当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。
- 2.スクール回数は、原則として週1日、年間最低36回とする。室内での講義も1回の練習とする。その決定は当スクールに一任するものとする。

第9条（届出変更）

会員は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により速やかに当スクールに届け出るものとする。尚、前述の届け出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとする。

第10条（入会）

入会日は入会届提出日とし、年度又月途中の入会も認めるが、各会費は入会月より発生するものとする。

第11条（退会）

会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月20日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとする。

第12条（休会）

- 1.会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月20日までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとする。ただし、前月21日から休会希望月の初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月の初回スクール開催予定日までに所定の届出用紙により休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとする。
- 2.休会を希望する月の前月20日までに休会届を提出されていない休会希望者は、月会費を支払うものとする。

第13条（復帰）

休会した会員が復帰する場合は、当スクールに申し出て、速やかに承認を得るものとする。

第14条（更新）

当スクールにおける次年度への更新は自動更新とする。更新を希望しない場合のみ退会手続きを行うものとする。

第15条（保険）

会員は入会手続き終了後、スポーツ安全障害保険に加入することとする。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとする。傷害事故等における補償は加入する保険会社の約款通りとする。

第16条（負傷時の措置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については会員（親権者を含む）の責任とし、当スクールは責任を負わないものとする。

第17条（除名）

- 1.会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとする。

- (1)本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- (2)スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
- (3)年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

2.除名となった場合、会員が支払った費用は返金しない。

第18条 (休講・閉講)

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉講することができるものとする。

第19条 (肖像権)

受講中及び関連イベントで撮影された会員の肖像・音声を当スクールまたは当スクールのスポンサー企業が使用することにあらかじめ同意することとする。

第20条 (個人情報の利用目的)

1.当スクールはスクール生及び保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、会費の決済に必要な情報等、受講生及び保護者に関する情報（以下、これらを総称して「スクール生情報」という。）を取得・保有するものとし、スクール生情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとする。

- (1)入会手続き、本人確認等
- (2)スクールにかかる情報の提供
- (3)当スクール及び当スクール委託先から、スクール生にとって有益であると判断する情報をスクール生宛に電子メール、郵便などにより送付すること。
- (4)上記1から3に関する問い合わせへの回答
- (5)今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成。なお、会員資格終了後も当スクールはスクール生情報を上記の目的で利用いたします。

2.当スクールは、法令に定める場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、会員の個人情報をスクール生の同意を得ないで第三者（当スクールが本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとする。

第21条 (免責)

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとする。

第22条 (付則)

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

第23条 (入会者の規約同意について)

会員は入会申込書、web 申込フォームの提出をもって本規約に同意したものとする。

第24条 (発効)

- 1.本規約は2012年4月1日より発効する。
- 2.本規約は、2015年4月1日より改定する。

以上